

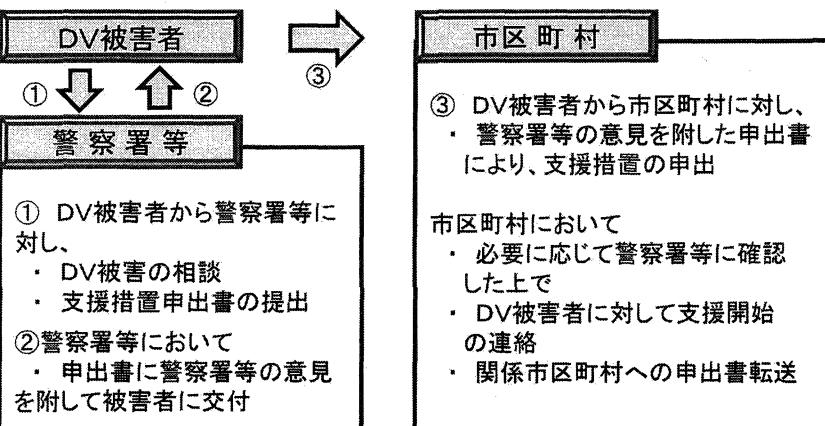
家庭内暴力(DV)の被害者の方を保護するため、  
住民基本台帳の閲覧等は制限できます。

○DV被害者の方については、警察署等に相談を行った上で、お住まいの市区町村に対して支援措置の実施を申し出ることにより、加害者である配偶者等による住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等について、制限を設けることとしています。

○転出先で住民登録を行ったとしても、市区町村に支援措置の実施を申し出ることにより、転出先の住所等が加害者である配偶者等に明らかになることはありません。

○支援措置を受けるための手続の流れは、以下のようになりますが、詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。

支援措置を受けるための手続の流れ(例)



※ 警察署等:警察、配偶者暴力相談支援センター等

※ 事前に警察署等への相談を行っている場合は、①・②は不要